

税

■問い合わせ先
 税務課
 ☎(32)8893

固定資産税・都市計画 税納税通知書及び課税 明細書について

平成30年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月1日(火)に発送します。合わせで課税明細書を同封します。課税物件に誤りがないかご確認ください。なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、納税通知書とは別に課税明細書を送付します。

平成30年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第1期分の納期限(口座振替日)は5月31日(木)です。

軽自動車税 納税通知書について

平成30年度軽自動車税の納税通知書は5月7日(月)に発送します。

平成30年度軽自動車税の納期限(口座振替日)は5月31日(木)です。

軽自動車税を口座振替 されている方へお願い

車検のある軽自動車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、6月10日頃となります。車検は、車検有効期限の1

か月前から受けることができず、誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成30年6月1日から6月10日頃の場合、平成29年度の車検用納税証明書(証明書の有効期限平成30年5月30日)で、5月30日(水)までに車検を受けてください。

なお、平成30年度車検用納税証明書(証明書の有効期限平成31年5月30日)は、金融機関からの取扱い確認が済んだ後、税務課窓口にて申請により無料で発行します。

軽自動車税の減免申請 について(初めての方)

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

新規で減免の申請をされる方は、納期限(5月31日(木))

までに税務課での申請が必要です。

■減免対象軽自動車

- 身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- 身体障がい者、精神障がい者のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- 構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

■お持ちいただく物

- 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳
- 運転する方の免許証
- 車検証のコピー
- 平成30年度軽自動車税納税通知書
- 構造による減免については、軽自動車の写真、側面及び後面(後面はナンバーがわかるもの)
- 印鑑
- 納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書

※納税義務者が手帳所有者または運転する方以外の場合、本人確認書類が必要です。

■申請期間

5月7日(月)～5月31日(木)
 (土・日を除く)

■申請場所

税務課

※申請書は税務課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

軽自動車税の減免申請について(継続される方)

平成29年度に減免を受けた方につきましては、すでに郵送してあります「軽自動車税現況報告書兼減免継続申請書」を提出してください。

初めての方及び継続される方は、次のことにご注意ください。

- 納付済みの場合は、減免を受けることができません。
- 減免を受けることができる自動車は、障がい者の方1人につき1台です。
- 普通自動車も所有している方で、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

自動車税の納付について

自動車税の納期限は5月31日(木)です。納期限内に納めましょう。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでの納付、預金口座からの振替納付の他、インターネットによるクレジットカード納付、ペイジー納付もできます。

心身障がい者の方に対しては、障がいの程度など、一定の要件のもとに減免制度があります。詳しいことは左記にお問い合わせください。

■問い合わせ先

栃木県税事務所
 ☎0282(23)3411

